

茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

1. 基準制定の背景

「子ども・子育て支援新制度」では、従来の認可保育所(利用定員20人以上)に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型(以下「家庭的保育事業等」)について、新たに市町村の認可事業として位置付けられました。

本市では、国が定めた基準を踏まえ、本市の認可基準として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

従うべき基準と参酌すべき基準とは…

「従うべき基準」

「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許されるもの

「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■総則

1. 基本理念
2. 基準の向上
3. 家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等
4. 家庭的保育事業者等の一般原則
5. 保育所等との連携
6. 非常災害対策
7. 職員の一般的要件
8. 職員の知識及び技能の向上等
9. 他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準
10. 差別的取扱いの禁止
11. 虐待等の禁止
12. 懲戒に係る権限の濫用の禁止
13. 衛生管理等
14. 食事
15. 食事の提供の特例
16. 利用乳幼児及び職員の健康診断
17. 規程
18. 台帳等の整備
19. 秘密保持等
20. 苦情への対応

■家庭的保育事業

21. 設備の基準
22. 職員
23. 保育時間
24. 保育の内容
25. 保護者との連絡

■小規模保育事業

26. 小規模保育事業の区分

◆小規模保育事業A型

27. 設備の基準
28. 職員
29. 保育時間
30. 保育の内容
31. 保護者との連絡

茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

◆小規模保育事業B型

32. 設備の基準

33. 職員

34. 保育時間

35. 保育の内容

36. 保護者との連絡

◆小規模保育事業C型

37. 設備の基準

38. 職員

39. 利用定員

40. 保育時間

41. 保育の内容

42. 保護者との連絡

■居宅訪問型保育事業

43. 保育の提供

44. 設備及び備品

45. 職員

46. 居宅訪問型保育連携施設

47. 保育時間

48. 保育の内容

49. 保護者との連絡

■事業所内保育事業

50. 利用定員の設定

◆保育所型(20人以上)

51. 設備の基準

52. 職員

53. 連携施設に関する特例

54. 保育時間

55. 保育の内容

56. 保護者との連絡

◆小規模型(19人以下)

57. 設備の基準

58. 職員

59. 保育時間

60. 保育の内容

61. 保護者との連絡

茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

■附則

- 62. 食事の提供に関する経過措置
- 63. 連携施設に関する経過措置
- 64. 小規模保育事業B型等に関する経過措置
- 65. 利用定員に関する経過措置

茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

◇総則

◎：従うべき基準 △：参考すべき基準

No.	項目	従う又は参考すべき基準	国の基準	茨木市基準
1	基本理念	△	①利用乳幼児が、明るく衛生的な環境において、栄養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国基準のとおり
2	基準の向上	△	①市長は、茨木市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ②市長は、条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。	国基準のとおり
3	家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等	△	①条例で定める基準を超えて、常に、設備及び運営の水準を向上させなければならない。 ②条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営している事業者等は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。	国基準のとおり
4	家庭的保育事業者等の一般原則	△	①利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してその運営を行わなければならない。 ②地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ③自らその行う教育及び保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ④定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ⑤家庭的保育事業所等には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業除く） ⑥家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。（居宅訪問型保育事業を除く）	国基準のとおり
5	保育所等との連携	◎	①利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。）による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 ・利用乳幼児に集団的保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと ・必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること ・利用乳幼児の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること	国基準のとおり
6	非常災害対策	△	①非常災害に備え消火器等の消防用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。（居宅訪問型保育事業を除く。） ②訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。（居宅訪問型保育事業を除く。）	国基準のとおり
7	職員の一般的要件	△	①利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。	国基準のとおり
8	職員の知識及び技能の向上等	△	①職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国基準のとおり

No.	項目	従う又は参酌すべき基準	国の基準	茨木市基準
9	他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準	◎	①他の社会福祉施設等とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業者等の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 ただし、保育室及び事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 ※保育室等及び保育に直接従事する職員の共用については従う基準、それ以外は参酌基準	国基準のとおり
10	差別的取扱いの禁止	◎	①家庭的保育事業者等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国基準のとおり
11	虐待等の禁止	◎	①職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国基準のとおり
12	懲戒に係る権限の濫用の禁止	◎	①利用乳幼児に対し、懲戒に関する利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国基準のとおり
13	衛生管理等	△	①利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 (居宅訪問型保育事業を除く。) ②家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (居宅訪問型保育事業を除く。) ③家庭的保育事業所等には、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (居宅訪問型保育事業を除く。) ④居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ⑤居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	国基準のとおり
14	食事	◎	①利用乳幼児に対し、家庭的保育事業所等内で調理する方法により、食事を提供しなければならない。 (居宅訪問型保育事業を除く) ②利用乳幼児に食事を提供するに当たっては、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ③②に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ④調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ⑤利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 (居宅訪問型保育事業を除く)	国基準のとおり
15	食事の提供の特例	◎	①次に掲げる件を満たす家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、事業所内で調理する方法の規定にかかわらず、利用乳幼児の食事の提供について、②に規定する施設(搬入施設)において調理し事業所等に搬入する方法により行うことができる。 この場合において、家庭的保育事業者等は食事の提供について当該方法によることとしてもなお家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ・利用乳幼児に対する食事の提供の責任が、家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること ・家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること ・調理業務の受託者については、家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること ・利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること ・食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること	国基準のとおり

No.	項目	従う又は参考すべき基準	国の基準	茨木市基準
15	食事の提供の特例	◎	<p>②搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携施設 ・当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ・学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（前記の搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る） 	国基準のとおり
16	利用乳幼児及び職員の健康診断	△	<p>①利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、及び少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に定める健康診断に準じて行わなければならない。（居宅訪問型保育事業を除く）</p> <p>②①の規定にかかるわらず、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。（居宅訪問型保育事業を除く）</p> <p>③①の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは児童福祉法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。（居宅訪問型保育事業を除く）</p> <p>④職員の健康診断の実施に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。</p>	国基準のとおり
17	規程	△	<p>①次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・提供する保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ・保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ・乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ・家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他家庭的保育事業等の運営に関する重要な事項 	国基準のとおり
18	台帳等の整備	△	①職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかなければならない。	国基準のとおり
19	秘密保持等	◎	<p>①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	国基準のとおり
20	苦情への対応	△	<p>①行った保育に関する利用乳幼児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②行った保育について、当該保育の提供又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置に係る本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	国基準のとおり

◇家庭的保育事業

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準	
21	設備の基準	◎	家庭的保育者の居宅その他の場所であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。	国基準 のとおり	
		△	①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること ②①に掲げる専用の部屋の面積は、9.9m ² (3人を超える場合は、3人を超える人数1人につき3.3m ² を加えた面積)以上であること ③幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること	国基準 のとおり	
		◎	④衛生的な調理設備及び便所を設けること	国基準 のとおり	
		△	⑤同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む)があること ⑥⑤に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上であること ⑦火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること	国基準 のとおり	
22	職員	◎	家庭的保育者 嘱託医 調理員 乳幼児：家庭的保育者 3 : 1 家庭的保育補助者とともに保育 5 : 2	【茨木市独自基準】 家庭的保育者 嘱託医 調理員 乳幼児：家庭的保育者 ①家庭的保育者2人を下回ることはできない。 ②家庭的保育者2人うち1人は、保育士資格保有者とする	茨木市 独自基準
23	保育時間	△	①保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。	国基準 のとおり	
24	保育の内容	◎	①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国基準 のとおり	
25	保護者との連絡	△	①常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国基準 のとおり	

◇小規模保育事業

1 通則

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
26	小規模保育事業 の区分	◎	①小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国基準 のとおり

2 小規模保育型事業A型

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
27	設備の基準	◎	事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 ①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること	国基準 のとおり
		△	②乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は①の幼児1人につき3.3m ² 以上であること ③乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること	国基準 のとおり
		◎	④満2歳以上の幼児を利用する事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること	国基準 のとおり
		△	⑤保育室又は遊戯室の面積は、④の幼児1人につき1.98m ² 以上、屋外遊戯場の面積は、④の幼児1人につき3.3m ² 以上であること ⑥保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること ⑦乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(保育室等)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること ロ 保育室等が設けられている別表に掲げる階に応じ、区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備が1以上設けられていること	国基準 のとおり

No.	項目	従う又は参考すべき基準	国の基準	茨木市基準				
27	設備の基準	△	<p>ハ 口の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること</p> <p>ニ 調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること</p> <p>ホ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること</p> <p>チ カーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること</p>	国基準のとおり				
28	職員	◎	<table border="1"> <tr> <td>保育士 嘱託医 調理員</td> <td>【茨木市独自基準】 保育士 嘱託医 調理員</td> </tr> <tr> <td>乳児：保育士 3：1 満1歳児以上～3歳児未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士の数は、上記の合計に+1人以上 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる</td> <td>乳児：保育士 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士の数は、上記の合計に+1人以上 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる</td> </tr> </table>	保育士 嘱託医 調理員	【茨木市独自基準】 保育士 嘱託医 調理員	乳児：保育士 3：1 満1歳児以上～3歳児未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士の数は、上記の合計に+1人以上 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	乳児：保育士 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士の数は、上記の合計に+1人以上 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	茨木市独自基準
保育士 嘱託医 調理員	【茨木市独自基準】 保育士 嘱託医 調理員							
乳児：保育士 3：1 満1歳児以上～3歳児未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士の数は、上記の合計に+1人以上 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	乳児：保育士 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士の数は、上記の合計に+1人以上 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる							
29	保育時間	△	家庭的保育事業を準用	国基準のとおり				
30	保育の内容	◎	家庭的保育事業を準用	国基準のとおり				
31	保護者との連絡	△	家庭的保育事業を準用	国基準のとおり				

3 小規模保育型事業B型

No.	項目	従う又は参考すべき基準	国の基準	茨木市基準				
32	設備の基準	◎△	小規模保育事業Aを準用	国基準のとおり				
33	職員	◎	<table border="1"> <tr> <td>保育士等 嘱託医 調理員</td> <td>【茨木市独自基準】 保育士等 嘱託医 調理員</td> </tr> <tr> <td>乳児：保育士等 3：1 満1歳児以上～満3歳児未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士等 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士等の数は、上記の合計に+1人以上1/2以上は保育士 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる</td> <td>乳児：保育士等 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士等 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士等 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士等の数は、上記の合計に+1人以上1/2以上は保育士 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる</td> </tr> </table>	保育士等 嘱託医 調理員	【茨木市独自基準】 保育士等 嘱託医 調理員	乳児：保育士等 3：1 満1歳児以上～満3歳児未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士等 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士等の数は、上記の合計に+1人以上1/2以上は保育士 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	乳児：保育士等 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士等 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士等 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士等の数は、上記の合計に+1人以上1/2以上は保育士 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	茨木市独自基準
保育士等 嘱託医 調理員	【茨木市独自基準】 保育士等 嘱託医 調理員							
乳児：保育士等 3：1 満1歳児以上～満3歳児未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士等 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士等の数は、上記の合計に+1人以上1/2以上は保育士 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	乳児：保育士等 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士等 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士等 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士等の数は、上記の合計に+1人以上1/2以上は保育士 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる							

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
34	保育時間	△	家庭的保育事業を準用	国基準 のとおり
35	保育の内容	◎	家庭的保育事業を準用	国基準 のとおり
36	保護者との連絡	△	家庭的保育事業を準用	国基準 のとおり

4 小規模保育型事業C型

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準	
37	設備の基準	◎	事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 ①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること	国基準 のとおり	
		△	②乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は①の幼児1人につき3.3m ² 以上であること ③乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること	国基準 のとおり	
		◎	④満2歳以上の幼児を利用する事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備及び便所を設けること	国基準 のとおり	
		△	⑤保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上、屋外遊戯場の面積は、④の幼児1人につき3.3m ² 以上であること ⑥保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること ⑦保育室等を2階以上に設ける建物は、「小規模保育事業Aの設備の基準⑦」に掲げる要件に該当するものであること	国基準 のとおり	
38	職員	◎	家庭的保育者 嘱託医 調理員 乳幼児：家庭的保育者 3：1 家庭的保育補助者とともに保育 5：2	【茨木市独自基準】 家庭的保育者 嘱託医 調理員 乳幼児：家庭的保育者 3：1 家庭的保育補助者とともに保育 5：2 ①家庭的保育者のうち1人は、保育士資格保有者とする	茨木市 独自基準
39	利用定員	◎	その利用定員を6人以上10人以下とする。	国基準 のとおり	
40	保育時間	△	家庭的保育事業を準用	国基準 のとおり	
41	保育の内容	◎	家庭的保育事業を準用	国基準 のとおり	
42	保護者との連絡	△	家庭的保育事業を準用	国基準 のとおり	

◇居宅訪問型保育事業

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
43	保育の提供	◎	①次に掲げる保育を提供するものとする。 ・障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ・子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ・児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ・母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭の状況を勘案し、居宅訪問保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育 ・居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育	国基準 のとおり
44	設備及び備品	△	①事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品を備えなければならない。	国基準 のとおり

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準		茨木市 基準
45	職員	◎	家庭的保育者 乳幼児：家庭的保育者 1 : 1	【茨木市独自基準】 家庭的保育者 乳幼児：家庭的保育者 1 : 1 ①家庭的保育者は、保育士、保健師、看護師等のいずれかの資格の保有者とする。	茨木市 独自基準
46	居宅訪問型保育連携施設	◎	①乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において、居宅訪問型保育事業を行う事業者については、この限りでない。		国基準 のとおり
47	保育時間	△	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり
48	保育の内容	◎	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり
49	保護者との連絡	△	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり

◇事業所内保育事業

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準		茨木市 基準																									
50	利用定員の設定	△	①地域の保育を必要とする子ども（地域枠）の利用定員について、次の利用定員数の区分に応じ、利用定員を設けなくてはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	国基準 のとおり
利用定員数	地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）																													
1人以上5人以下	1人																													
6人以上7人以下	2人																													
8人以上10人以下	3人																													
11人以上15人以下	4人																													
16人以上20人以下	5人																													
21人以上25人以下	6人																													
26人以上30人以下	7人																													
31人以上40人以下	10人																													
41人以上50人以下	12人																													
51人以上60人以下	15人																													
61人以上70人以下	20人																													
71人以上	20人																													

◇事業所内保育事業（保育所型20人以上）

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
51	設備の基準	◎	事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 ①乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む）及び便所を設けること	国基準 のとおり
		△	②乳児室の面積は、乳児又は①の幼児1人につき1.65m ² 以上であること ③ほふく室の面積は、乳児又は①の幼児1人につき3.3m ² 以上であること ④乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること	国基準 のとおり
		◎	⑤満2歳以上の幼児を入所させる事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所を設けること	国基準 のとおり
		△	⑥保育室又は遊戯室の面積は、⑤の幼児1人につき1.98m ² 以上、屋外遊戯場の面積は、⑤の幼児1人につき3.3m ² 以上であること ⑦保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること ⑧小規模保育A 設備の基準⑦について準用する	国基準 のとおり

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の一基準		茨木市 基準
52	職員	◎	保育士 嘱託医 調理員	【茨木市独自基準】 保育士 嘱託医 調理員	茨木市 独自基準
			乳児：保育士 3：1 満1歳以上～満3歳未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士2人を下回ることはできない ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	乳児：保育士 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士 30：1 ①保育士の数は、2人を下回ることはできない ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	
53	連携施設に関する特例	◎	①保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、NO.5「保育所等との連携①ー1、2」に係る連携施設を求めることが要しない。		国基準 のとおり
54	保育時間	△	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり
55	保育の内容	◎	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり
56	保護者との連絡	△	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり

◇事業所内保育事業（小規模型19人以下）

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の一基準		茨木市 基準
57	設備の基準	◎	小規模保育事業Aを準用		国基準 のとおり
58	職員	◎	保育士等 嘱託医 調理員	【茨木市独自基準】 保育士等 嘱託医 調理員	茨木市 独自基準
			乳児：保育士等 3：1 満1歳～満3歳未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士の数は、上記の合計に+1人以上 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	乳児：保育士等 3：1 満1歳児以上～満2歳児未満：保育士等 5：1 満2歳児以上～満3歳児未満：保育士等 6：1 満3歳児以上～満4歳児未満：保育士 20：1 満4歳児以上：保育士等 30：1 ①保育士等の数は、上記の合計に+1人以上、そのうち半数以上は保育士 ②保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる	
59	保育時間	△	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり
60	保育の内容	◎	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり
61	保護者との連絡	△	家庭的保育事業を準用		国基準 のとおり

◇附則

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の一基準	茨木市 基準
62	食事の提供に関する経過措置	◎	①施行日の前日において、現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間は、調理設備に関する部分、調理員に係る部分、調理室に係る部分、の規定は適用しないことができる。	国基準 のとおり

No.	項目	従う又は 参考す べき基準	国の基準	茨木市 基準
63	連携施設に関する経過措置	◎	①連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第1項第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、NO.5「保育所等との連携①」にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。	国基準のとおり
64	小規模保育事業B型等に関する経過措置	◎	①「職員」の小規模保育B及び事業所内保育事業（小規模型）の適用については、家庭的保育事業職員に規定する家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育B及び事業所内保育事業（小規模型）に規定する保育従事者とみなす。	国基準のとおり
65	利用定員に関する経過措置	◎	①小規模保育Cにあっては、NO.39「利用定員」の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	国基準のとおり

No.27設備の基準⑦口に規定する別表

階	区分	設備
2階	常用	1屋内階段
		2屋外階段
	避難用	1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2待避上有効なバルコニー
	常用	3建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4屋外階段
	避難用	1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2屋外階段
3階	常用	1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
	避難用	3屋外階段
		1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
4階以上の階	避難用	1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする）
		2建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段